

福生市における新型コロナウイルス感染症対策の変更及び新たな対応策について

1 令和2年4月30日に決定した対応の変更について

国の「緊急事態宣言」の解除の延長及び東京都の方針を受け、令和2年4月30日に決定した対応について、令和2年5月31日（以下「期日」という。）まで、現行の対応を延長するため、次の表のとおり変更する。

事業区分	現行		変更後	
	対 応	備 考	対 応	備 考
小・中学校	令和2年5月7日（木）及び8日（金）を登校しない日とし、同月11日（月）から授業を開始するものとする。ただし、国、東京都等の方針等により休業期間を変更する場合もある。	国、東京都等の方針等により、対応を図る。	期日まで、休業を延長する。ただし、国、東京都等の方針等により休業期間を変更する場合もある。	①特別支援学級については、保護者の都合及び子どもたちの精神的な安定を考慮し、事前の申込みにより学校で過ごすことができるようにする。 ②学習課題等の配布を目的に、各学校において「学習課題等配布日」を設けるものとする。
学童クラブ	5月9日（土）まで、延長保育の縮小及びクラブ利用の自粛要請を延長する。ただし、特に児童の育成が必要と認める場合については、当該児童の育成を行うものとする。	市内小学校の方針等により、延長等の対応を図る。	期日まで、延長保育の縮小及びクラブ利用の自粛要請を延長する。ただし、特に児童の育成が必要と認める場合については、当該児童の育成を行うものとする。	市内小学校の対応に連動する。
ふっさっ子の広場	令和2年5月7日（木）及び8日（金）を休業とし、同月11日（月）から開業するものとする。ただし、国、	市内小学校の対応による。	期日まで、休業を延長する。ただし、国、東京都等の方針等により休業期間を変更する場合もある。	市内小学校の対応に連動する。

	東京都等の方針等により休業期間を変更する場合もある。			
--	----------------------------	--	--	--

2 新たな対応策について

(1) 住民票の写し等の証明書等の交付手数料の徴収免除

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響を鑑み、貸付や融資等の生活支援・経済対策の申請等に必要な証明書等の交付について、窓口での本人の申出に基づき、次のとおり当該交付に係る手数料については徴収しない。

ア 適用期間 令和2年5月11日（月）受付分から当分の間

イ 適用する証明書等

住民票の写し、課税（非課税）証明書、印鑑登録証明書及び納税証明書
※電話予約及び郵送請求を含む。

ウ 適用除外

上記イに掲げる証明書等の交付手数料の徴収免除については、コンビニ交付については適用しない。

(2) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例について

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して収入が急減している状況を踏まえて改正される地方税法の徴収猶予制度の特例を適用し、対象となる納税者等の納税負担を軽減する。

ア 対象者の要件

次のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人、法人を問わない。）

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- (イ) 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

イ 対象となる税目及び猶予の効果

(ア) 対象となる税目

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税（個人都民税を含む。）

(イ) 猶予の効果

最長で納期限日から1年間支払いが猶予されるほか、猶予期間中に発生する延滞金は全額免除される。

ウ 申請期間・方法

(ア) 申請期間

関係法令の施行日（令和2年4月30日）から2か月後又は納期限のいずれか遅い日まで

(イ) 申請方法

所定の様式に、収入が減少したことが分かる資料等を市民部収納課へ申請してもらおう。

※国が全国一律に、地方税電子申告システム（eLTAX）の機能を活用した電子申請による申請環境を整備している。

(3) 生活困窮者自立支援に係る「住居確保給付金」の支援範囲の拡大

生活困窮者自立支援法施行規則等が改正され、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等に伴う収入減少等で住居を失うおそれが生じている者に対する支援の拡大が図られたことを受けて、当市においても、当該生活困窮者に対する「住居確保給付金」の拡充支援を行う。

ア 支援の拡大

(ア) 休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充した。

(イ) 求職活動等要件とする申請時のハローワークへの求職申込みを不要とした。

イ 支給対象者

(ア) 離職・廃業後2年以内の者

(イ) 給与等が得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況ある者

ウ 支給額 単身世帯：53,700円 2人世帯：64,000円 3人世帯：69,800円

エ 支給期間 原則3か月（最長9か月まで）

オ 支給方法 賃貸住宅の賃貸人又は不動産業者への代理納付